住宅性能評価料金表

令和7年4月改定



株式会社確認検査愛知

(税込) 単位:円

(表-1) 設計住宅性能評価

	設計住宅性能評価(必須項目のみ)		長期使用構造等確認を併せて申請	
	200㎡以下	200㎡を超える	200㎡以下	200㎡を超える
一戸建て住宅	62,000	75,000	+-=¬ /- Q QQQ+⊓ /* *	
(併用住宅を含む)	%1 %2 %3 % 4	% 1 % 3 % 4		
共同住宅	150,000+評価対象戸数×10,000加算		左記に8,000加算	
	% 3 % 5			

(表-2) 建設住宅性能評価

	200㎡以下	200㎡を超える	
一戸建て住宅 (併用住宅を含む)	140,000	164,000	
共同住宅	140,000+評価対象戸	数×10,000加算 ※5	

(表-3)変更設計住宅性能評価および変更建設住宅性能評価

	設計住宅性能評価及び 建設住宅性能評価のみの申請	長期使用構造等確認を併せて申請		
一戸建て住宅				
(併用住宅を含む)	当初申請料の半額 ※6			
共同住宅				

(表-4) 長期使用構造等確認

	申請		変更確認申請	軽微変更該当証明申請
	200㎡以下	200㎡を超える	友	料
一戸建て住宅	66,000	79,000		
(併用住宅を含む)	% 1 % 2 % 3	% 1 % 3	当初申請料の半額	2,200
共同住宅	154,000+評価対象戸数×10,000加算			2,200
	% 3 % 5		※ 6	

- ※1 当機関での確認申請と同時でない場合は、算出された手数料に1.5を乗じた金額とします。
- ※2 新3号建築物の場合は、14,000円を加算します。
- ※3 在来木造・枠組壁工法以外の構造の住宅は、上記の料金を20%を加算します。
- ※4 選択項目1項目につき、14,000円を加算します。
- ※5 選択項目1項目につき、評価対象戸数×3,500円を加算します。
- ※6 直前の評価等の業務をした者が当機関の場合に限ります。

【共通】

- ・検査回数が4回を超える場合は、検査回数が1回増すごとに、33,000円を加算します。
- ・一敷に複数棟の建設住宅性能評価料金は、棟毎の該当する料金の合計となります。
- ・建設住宅性能評価検査対象が、下記の地域は、別途20,000円の遠隔地手当を検査回数分加算します。

豊川市・豊橋市・田原市・新城市・設楽町・東栄町・豊根村